

農振除外の申出にあたって

農業振興地域内農用地（農振青地）においては、事前に農振除外を行い、農用地から除外していなければ、農地転用は認められません。

農業振興地域内農用地（農振青地）からの除外の申出をおこなう際に必要な要件は、法律（農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号）に定められており、次の6つの要件を満たす場合に限り除外することができるとされています。

1号要件

変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地が困難であると認められること。（必要性・代替性）

- ①除外予定地が、その除外理由である事業または居住等の目的からみて必要最小限の面積であるか。（規模妥当性）
- ②除外後直ちに農用地以外等に利用する事業計画があるか。（具体性）
- ③不要不急の用途ではないか。（緊急性）
（農地を売却したい、管理面から手放したいといった除外目的は不可）
- ④自己・親族所有地のすべての検討を行ったか。また、新たな土地の取得をできないか。
- ⑤農用地区域外の土地（自己・親族所有地以外の申出地面積以上の農振白地2～3筆）について検討し、選定出来なかった明確な理由があるか。

2号要件

農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ①土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置付けられた者でないこと。

3号要件

農用地の集団化・農作業の効率化のほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ①効率的な農作業を行うために必要な連坦の農用地を細断するおそれがない、農用地区域の縁辺部又は集落介在地であるか。
- ②除外することにより土地利用の無秩序な混在化を招くことはないか。
- ③事業の実施により、周囲の農地への農業機械の進入、日照・通水及び雨水・汚水等の影響が生じないか。

4号要件

効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ①申出地に利用権・抵当権が設定されていないか。
- ②耕作者が認定農業者・認定新規就農者の場合、除外することで経営規模が大幅に縮小するなど、効率的・安定的な農業経営に支障を及ぼさないか。

5号要件

農用地等の保全または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ①除外することで農道、用水路、排水路等の機能に支障が生じないか。
- ②ため池・防風林・かんがい排水施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

6号要件

土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。

- ①事業完了とは工事完了の広告があった日として取り扱う。
- ②土地基盤整備事業は、防災事業など農業の生産性の向上を目的としないものを除く。

以上のほか、転用計画が確実なものか、問題点がないか等を検討しますので、次の事項について**必ず事前に確認**してください。

- ①農地転用の許可見込みがあるか。(農業委員会)
- ②農地の生前一括贈与や農業者年金を受けていないか(農業委員会)
- ③開発行為の対象となる場合、許可見込みがあるか。(都市計画課)
- ④申出地は土地基盤整備事業等の対象地か(土地改良区)
- ⑤基盤整備事業等の完了翌年度から起算し8年以上経過しているか(土地改良区)
- ⑥事業予定地の排水処理方法は適正か(土地改良区 又は 道路環境課)

上記について担当部署にあらかじめ確認し、申出書の事業計画書に記入してください。

記載例) 令和〇年〇月〇日 北上市農業委員会協議済み(転用見込みあり)

令和〇年〇月〇日 岩手中部土地改良区確認済み

〇〇整備事業 〇地区 平成〇年着工～平成〇年完成

【注意事項】

- ・ 農振除外の申出は、申出書を提出すれば必ず除外できるものではありません。
- ・ 申出書提出後に、追加書類の提出や書類の修正をお願いすることがあります。
- ・ 申出書の提出にあたっては、年に2回の締切時期を設けます。(2月末、8月末)
- ・ 締切後から農振除外完了までは、概ね6か月程度の事務手続き期間を要します。